

KPI設定に向けた基本的考え方

防衛生産・技術基盤の維持・強化については、これまでも「国家安全保障戦略(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定、閣議決定)」、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱(平成30年12月18日 国家安全保障会議決定、閣議決定)」、「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日 国家安全保障会議決定、閣議決定)等において、総合的な政策対応が定められてきたが、昨今浮き彫りになったサプライチェーン維持の重要性や防衛産業が抱える様々なリスクに対応するためには、施策の透明性を確保しながらより踏み込んだ取組みを実施することが不可欠。こうした点を踏まえ、KPIを設定する。

その際、アウトカム指標については、経済・金融・産業の専門家など幅広い知見も活用し、指標開発も含めて効果的なPDCAを可能とする定量指標の設定を検討する。

なお、別途KPIを設定している防衛調達の改善等についてもあわせてしっかり取り組む。

政策目標

防衛産業には、サプライチェーンリスク、事業撤退、レピュテーションリスク、利益の確保、サイバーセキュリティなどの課題が存在している。また、技術の急速な進展により戦い方の変革が加速していることへ対応するためには早期装備化の実現が重要。防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものであり、防衛力整備の一環として、その維持・強化を推進していく。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
—	—	1. 防衛生産・技術基盤の維持・強化			
		<p>a. 防衛生産・技術基盤の在り方やこれを維持・強化していくために必要な各種施策については、新たな国家安全保障戦略等を踏まえて、関係省庁間で検討する。(※)</p> <p>これを踏まえるとともに、他の分野も参考にしつつ、防衛産業の課題の実態を定量的に把握し、2023 年内を目途に次の要素を加えたP D C Aサイクルを構築する。</p> <p>①定量的なK P I (アウトプット・アウトカム指標)を含むロジックモデルに基づいた政策体系</p> <p>②施策やK P I の進捗を定期的に点検し、その結果を事業の実施や予算配分に効果的に反映させる仕組み</p> <p>③外部専門家の知見を取り入れる仕組み</p> <p>《所管省庁：防衛省、国家安全保障局、内閣府、外務省、経済産業省》</p>	→		

※これまでは、

- ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定、閣議決定)
- ・平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱(平成 30 年 12 月 18 日 国家安全保障会議決定、閣議決定)
- ・中期防衛力整備計画(平成 31 年度～平成 35 年度)(平成 30 年 12 月 18 日 国家安全保障会議決定、閣議決定) 等に基づき施策を講じてきたところ。

GXに関するロジックモデル構築に当たっての考え方(イメージ)

現状

- 世界では、カーボンニュートラル(CN)目標を表明する国・地域が急増し、国と地域のGDP総計は世界全体の約90%を占める。不安定化する化石エネルギーへの過度の依存が安保・経済両面で国家レベルのリスクに直結。GXを前倒し・加速化する必要。
 - EUに加え、中国・韓国などが排出量取引制度を始めとするカーボンプライシングを導入。また、EUでは、10年間に官民協調で約140兆円程度の投資実現を目標にした支援策を決定し、一部の加盟国では、さらに数兆円規模の対策も決定。米国では、超党派でのインフラ投資法に加え、2022年8月に10年間で約50兆円程度の国による対策(インフレ削減法)を決定。
- GX投資等によるGXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に突入

政策目標

国際公約達成と産業競争力・経済成長の同時実現

官民協調で10年間150兆円投資

政策の柱

成長志向型
カーボンプライシング構想
(GX経済移行債(仮称)含む)

規制・支援一体型
投資促進策

新たな金融手法の活用

国際戦略

政策

「GX経済移行債(仮称)」の発行による先行投資支援

排出量取引制度の段階的導入・発展

GXに取り組む期間を設けた上で、最初低い負担で導入し、徐々に炭素価格を上げ、非化石な事業等の価値を高める、炭素に対する賦課金

規制の強化、諸制度の整備などによる脱炭素化・新産業の需要創出

官民投資の呼び水となる政府支援

グリーン、トランジション、イノベーションに対する資金供給強化

サステナブルファイナンスの市場環境整備等

トランジション・ファイナンス推進に向けた環境整備

AZEC(アジア・ゼロエミッション共同体)構想の実現による、現実的なエネルギー・トランジションの後押し

クリーン市場の形成、イノベーション協力の主導

政策目標

2050年カーボンニュートラルなどの国際公約達成と、我が国の産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、GXを前倒し・加速化するため、今後10年の150兆円超の官民GX投資を実現する。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○2050年カーボンニュートラルの国際公約達成と、我が国の産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、政府支援を呼び水として民間のGX投資を促す。 【今後10年間で150兆円超の官民投資を実現】</p>	<p>○再生可能エネルギーや定置用蓄電池の導入、水素・アンモニアの導入促進等に向けた投資 【今後10年間で約60兆円超の投資目標】</p>	<p>1. 非化石エネルギーの推進のための投資</p>	→	→	→
	<p>a. 再生可能エネルギーの導入などのため、FIT/FIP制度の見直し等に加えて、改正省エネ法により電気需要最適化を促しつつ、定置用蓄電池の導入支援を行う等により、定置用蓄電池の国内外市場での普及に向けた投資を促す。 《所管省庁：経済産業省》</p>				
	<p>○製造業の省エネ・燃料転換、脱炭素目的のDX促進、蓄電池産業の確立、航空機産業の構造転換等に向けた投資や、次世代自動車の普及や、住宅・建築物の断熱性能向上等に向けた投資が行われる。 【今後10年間で約80兆円超の投資目標】</p>	<p>b. 既存燃料との値差に関する支援や産業集積を促す拠点整備に対する支援と、改正省エネ法の非化石エネルギー転換目標や高度化法による規制的な措置等により、水素・アンモニアの利活用を促す。 《所管省庁：経済産業省》</p>	→	→	→
		<p>2. 需給一体での産業構造転換や抜本的な省エネ推進のための投資</p>	→	→	→
		<p>a. 改正省エネ法の非化石エネルギー転換目標等により製造業の燃料・原料の転換を促しつつ、構造転換を実行できる業界・企業に対する集中支援により、市場に適応し、成長するための構造転換投資を促す。 《所管省庁：経済産業省》</p>			
		<p>b. 電動化対応に不可欠な半導体の製造装置・素材の生産基盤の投資支援に伴い、大規模・長期に亘って安定的な生産を企業にコミットさせることで、継続的な生産投資等を促す。 《所管省庁：経済産業省》</p>	→	→	→
<p>c. 蓄電池について、サプライチェーン大のCO2排出を可視化させ、企業の脱炭素行動を促すとともに、生産基盤の投資支援により企業の投資を促すことにより、大規模・長期に亘る安定的な生産投資等を促す。 《所管省庁：経済産業省》</p>	→	→	→		

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		d. 今般改正された航空法に基づく航空脱炭素化推進基本方針の策定等を通じて、S A F の活用促進及び新技術を搭載した航空機の国内外需要を創出する。 《所管省庁：経済産業省、国土交通省》	→	→	→
		e. 省エネ法トップランナー制度に基づく2030年度の野心的な燃費・電費基準及びその遵守に向けた執行強化により、電動車の開発、性能向上を促しながら、その導入を支援する。 《所管省庁：経済産業省、国土交通省、環境省》	→	→	→
		f. 改正建築物省エネ法により、2025年度までに住宅を含む全ての新築建築物に対する省エネ基準への適合を義務化する。合わせて、今後、建材トップランナーの2030年度目標値の早期改定を目指しつつ、断熱性能の向上を支援する。 《所管省庁：経済産業省、国土交通省、環境省》	→	→	→
	○バイオものづくりやCCSの技術開発等に向けた投資が行われる。 【今後10年間で約10兆円超の投資目標】	3. 資源循環・炭素固定技術等の推進のための投資			
	a. 初期需要創出のため、例えば公共調達で、より広範にバイオ製品を利用するよう位置づけるとともに、CO ₂ 原料の認証・クレジット化等を通じた価格への反映等、バイオ製品利用のインセンティブを付与するとともに、研究開発投資を支援する。 《所管省庁：経済産業省》	→	→	→	
	b. 2030年までのCCS事業開始に向けた事業環境を整備するため、模範となる先進性のあるプロジェクトの開発を支援しつつとともに、早急にCCS事業法(仮称)を整備する。 《所管省庁：経済産業省》	→	→	→	

こども政策の推進に関する考え方(イメージ)

現状

- ・少子化や人口減少が進行し、児童虐待や不登校等こどもを取り巻く状況が深刻化する中、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に推進することが急務である。
- ・令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月に施行予定。こども基本法に基づく「こども大綱」は、令和5年4月に創設されるこども家庭庁の下で体系的に取りまとめる予定。
- ・こども政策の充実は、全世代型の社会保障構築といった観点からも検討する必要があるため、全世代型社会保障構築会議等での議論を踏まえつつ、内閣官房や厚生労働省と緊密に連携して進めていく。

こども基本法第3条における6つの基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

政策目標 *1

こどもの視点に立った
司令塔機能の発揮

結婚・妊娠・出産・子育てに
夢や希望を感じられる社会を目指す *2

全てのこどもに、健やかで
安全・安心に成長できる環境を提供する *2

成育環境にかかわらず、
誰一人取り残すことなく
健やかな成長を保障する *2

政策 *1

- ✓ こども大綱の策定・推進
- ✓ こどもの意見聴取と政策への反映
- ✓ こども政策に関するデー・統計とEBPMの充実 等
- ✓ 改正児童福祉法に基づく、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化 等
- ✓ 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や保育人材の確保
- ✓ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの着実な整備 等
- ✓ 令和4年に策定する新たなプランに基づく、児童虐待防止対策のため児童相談所・市町村の体制強化 等

*1: 「こども大綱」については、令和3年12月に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」(令和3年11月29日)において提言された柱(*2)を踏まえ、策定することとされているが、こども基本法に基づき、こども家庭庁に置かれる「こども政策推進会議(会長:内閣総理大臣)」の下で、今後、こども大綱の柱立て、政策、目標・指標等について検討予定。

*3: 現行の少子化社会対策大綱においては、「希望出生率1.8」の実現に向け、個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標として掲げているほか、保育の受け皿整備等について数値目標を設定している。また、子供・若者育成支援推進大綱や子供の貧困対策大綱において、各種指標を設定している。

政策目標

少子化や人口減少が進行し、児童虐待や不登校等子どもを取り巻く状況が深刻化する中、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に推進することが急務である。
 子ども政策については、子ども家庭庁創設後、必要な政策や目標を「子ども大綱」として体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p style="text-align: center;">—</p> <p>※子ども基本法第9条第4項に基づき、子ども大綱において目標設定予定。</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>※子ども基本法第9条第4項に基づき、子ども大綱において目標設定予定。</p>	<p>1. 子ども大綱の策定・推進</p> <p>a. 子ども家庭庁の下で、子ども政策として必要な政策や目標を、「子ども大綱」として取りまとめ、推進する。 ※子ども政策の充実は、全世代型の社会保障を構築するという観点からも検討する必要があるため、全世代型社会保障構築会議等での議論を踏まえつつ、内閣官房や厚生労働省と緊密に連携して進める。 《所管省庁：子ども家庭庁設立準備室》</p>	→ 策定	→ 推進	→ 推進

*1：子ども大綱は、子ども基本法の第9条第3項で、現行の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の3つの内容を含むものと規定されている。なお、現行の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱において、目標・指標を設定している。

*2：以下、現行の主な関連施策。

- 改正児童福祉法に基づき、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行う。《所管省庁：厚生労働省》
 - 包括的な相談支援体制の整備 【子ども家庭総合支援拠点の増加】
- 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や「新・放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブの整備等を着実に実施。《所管省庁：厚生労働省、文部科学省》
 - 保育の受け皿整備 【2024年度末までに14万人分の受け皿整備】
 - 放課後児童クラブの受け皿整備 【2023年度までに30万人分の受け皿整備】
- 令和4年度に策定する新たなプランに基づき児童虐待防止対策のため児童相談所・市町村の体制強化を図る。《所管省庁：厚生労働省》
 - 児童相談所の体制強化 【児童福祉司等を増員】